

産業廃棄物処分委託契約書

取入
印紙

排出事業者 : _____ (以下「甲」という。) と、

処分業者 : 株式会社ニッソク (以下「乙」という。) は、

甲の事業場 : _____ から排出される産業廃棄物の処分に
関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市 : 神戸市

許可の有効期限 : 別紙許可証の通り

事業区分 : 別紙許可証の通り

産業廃棄物の種類 : 別紙許可証の通り

許可の条件 : 別紙許可証の通り

許可番号 : 第06920063703号

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類 : ①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボードに限る。）

2.紙くず（石膏ボードに付着しているものに限る。）

数量 : t/月

単価（税抜） : 20円/kg（新築系端材）

27円/kg（解体系端材）

※石膏ボードの状態によりこの限りではない。

3 (危険有害物混入の禁止)

甲が乙に委託する産業廃棄物に発火性・爆発性のある危険物、または契約外産業廃棄物を入れてはならない。万が一、混入があった場合、甲乙相談の上、甲は乙に別途謝罪費用を支払い、また乙が処理不可能なもの（アスベストその他人体に害を及ぼす物質を含む物）については、甲は返却に応じるものとする。

4 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること)

① 輸入廃棄物 : 無

② 輸入廃棄物 : 有 _____

5 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : 株式会社ニッソク

所 在 地 : 兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町4-23

処 分 の 方 法 : ①破碎 ②乾燥

施設の処理能力 : ①18t/日 ②48t/日

6 (再生委託先及び最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の再生委託先及び最終処分（予定）を次のとおりとする。

許可番号	事業場の名称	所在地	処分方法	備考	処理能力
	(株)三友環境総合研究所	神奈川県相模原市緑区橋本台1-8-14	売却	粉再資源化	
	住商セメント株式会社	大阪市中央区北浜4-5-33 住友ビル7階	売却	粉再資源化	
	各得意先		売却	粉再資源化	
第09620036181号	吉野石膏株式会社 三河工場	愛知県豊橋市明海町4-35	破碎	粉再資源化 (再生石膏ボード)	120 t / 日
第02422169608号	株式会社 トクヤマ・チョダジプロダム	三重県三重郡川越町高松 928番地	破碎・焼成	石膏ボード 再資源化 (再生石膏ボード)	破碎 235.2t/日 焼成 120 t / 日
第03820109955号	大王製紙株式会社 三島工場	愛媛県四国中央市 村松字柳田縄930番6	解離	再生紙	400 t / 日
	新東洋石膏板株式会社	島根県松江市富士見町2	売却	粉再資源化	
	株式会社 ビル環境サービス	神奈川県横浜市金沢区釜利谷東4-46-1-402	売却	紙再資源化	

7 (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第5項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏名 : _____
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所 : _____

許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____

事業範囲 : _____

許可の条件 : _____

許可番号 : _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱いの注意事項
- 2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：甲乙協議による

提示する時期又は回数：甲乙協議による

第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じな

ければならない。

第9条（料金・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の料金を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する料金は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する料金についての消費税は、甲が負担する。
- 4 料金の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（暴力団等の排除）

- 1 乙が個人であると団体であると問わず、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は何らかの催告を要しないで、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合、または暴力団等であった場合。
 - (2) 乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、または暴力団等であった場合。
 - (3) 乙または乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団等への資金提供を行った場合、または暴力団等と密接な交際がある場合。
 - (4) 乙または乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし

威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者である場合、またはこの者と関わり、つながりのある者である場合。

- (5) 乙が本契約の履行のために契約する者が前4号のいずれかに該当する場合。
 - (6) 乙が自らまたは第三者を利用して、甲に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または乙の関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
 - (7) 乙が自らまたは第三者を利用して、甲に対して詐欺、暴力的行為、または脅迫言辞を用いた場合。
 - (8) 乙が自らまたは第三者を利用して、甲の名誉や信用等を毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (9) 乙が自らまたは第三者を利用して、甲の業務を妨害しまたは妨害するおそれのある行為をした場合。
- 2 甲が前項の規定により本契約の全部または一部を解除した場合には、乙に損害が生じても、甲はこれを一切賠償しない。

第13条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある

未処理の産業廃棄物の処分を行うものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第15（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書1部を作成し甲乙は各記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所：

氏名： 印

乙 住所：兵庫県川西市山下町20-20

株式会社ニッソク

氏名：代表取締役 福永 弘子 印



許可番号 第06920063703号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 兵庫県川西市山下町20番地の20

株式会社ニッソク

氏 名
代表取締役 福永 弘子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

神戸市長 久元喜造



許可の年月日 令和5年5月28日

許可の有効年月日 令和10年5月27日

1 事業の範囲

中間処理

(1) 破 碎

- ①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボードに限る。）
②紙くず（石膏ボードに付着しているものに限る。）

以上2種類

(2) 乾 燥

- ①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード及びその破碎により発生したものに限る。）

以上1種類

(3) 圧縮梱包

- ①紙くず（石膏ボードに付着しているものに限る。）
(以上、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり ((1)～(3)の計3施設)

3 許可の条件

環境省令等で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理を行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成30年5月28日

新規許可

令和2年2月3日

変更許可（圧縮梱包処理の追加、品目追加等）

令和5年5月28日

更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 (無)

事業の用に供するすべての施設

- (1) 種類 : 破碎施設
 廃棄物の種類 : ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボードに限る。）
 紙くず（石膏ボードに付着しているものに限る。）
- 設置場所 : 神戸市兵庫区遠矢浜町27番4
 設置年月日 : 平成30年3月30日
 処理能力 : 18t/日
 届出受理年月日 : 平成29年7月14日
 届出受理番号 : 第1208号
- (2) 種類 : 乾燥施設
 廃棄物の種類 : ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード及びその破碎により発生したものに限る。）
- 設置場所 : 神戸市兵庫区遠矢浜町27番4
 設置年月日 : 平成30年3月30日
 処理能力 : 48t/日
 届出受理年月日 : 平成29年7月14日
 届出受理番号 : 第1209号
- (3) 種類 : 圧縮梱包施設
 廃棄物の種類 : 紙くず（石膏ボードに付着しているものに限る。）
- 設置場所 : 神戸市兵庫区遠矢浜町27番4
 設置年月日 : 令和元年11月28日
 処理能力 : 5.4t/日
 届出受理年月日 : 令和元年9月9日
 届出受理番号 : 第1218号

(許可証 裏面)
以下余白

許可番号第 09620036181 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号新東京ビル内

氏 名 吉野石膏 株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを
証する。

豊橋市長 浅井由崇



許可の年月日 令和 3年 4月 2日

許可の有効年月日 令和 8年 3月 18日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分（破碎）

(2) 産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

ア 設置場所

豊橋市明海町4番35

イ 設置年月日

平成2年9月1日

ウ 処理能力

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

120.0t／日 (15.00t／時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年 3月19日 更新許可

平成18年 3月19日 更新許可

平成23年 6月 1日 更新許可

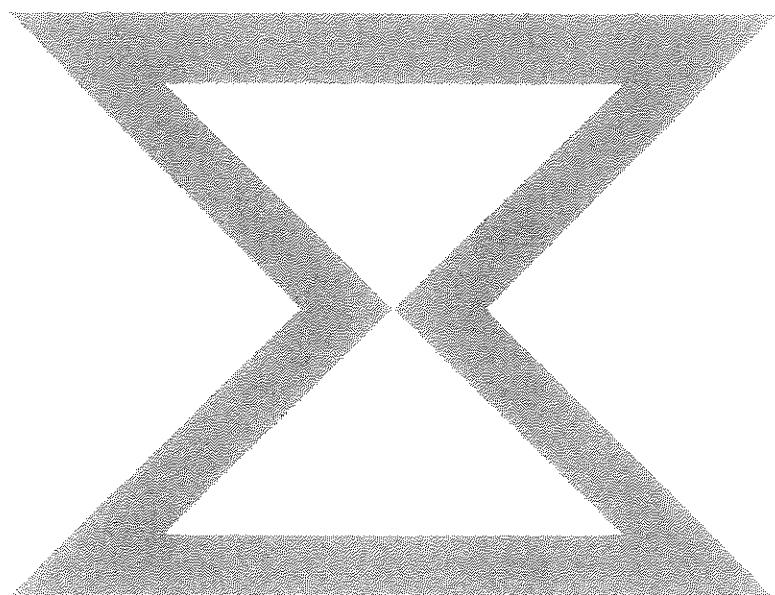
許可番号第 09620036181 号

平成 28 年 5 月 31 日 更新許可

令和 3 年 4 月 2 日 更新許可

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

●



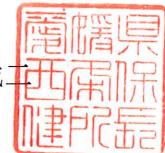
許可番号 03820109955

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号
氏名 大王製紙株式会社
代表取締役 若林 賴房

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠



許可の年月日
許可の有効年月日

令和6年 3月22日
令和11年 3月 8日

1. 事業の範囲

中間処分

焼却処分：汚泥（脱水汚泥に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず	以上4種類
離解処分：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず	以上4種類
破碎処分：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず	以上4種類
破碎・選別処分：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず	以上4種類
中和処分：廃酸、廃アルカリ	以上2種類
溶解・沈降分離・凝集沈殿・脱水処分：汚泥	以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設（令第7条第3号、8号、13号の2） 4基

設置場所：四国中央市三島紙屋町字沖田井238番 外27筆

①設置年月日：昭和47年6月27日

許可年月日：平成20年12月19日、19廃第22-2号

処理能力：19.9t/時（汚泥）、180t/日（廃プラスチック類）
18.1t/時（紙くず）、17.0t/時（木くず）

②設置年月日：昭和48年11月21日

許可年月日：平成20年12月19日、19廃第22-3号

処理能力：18.7t/時（汚泥）、261.6t/日（廃プラスチック類）
26.0t/時（紙くず）、15.9t/時（木くず）

③設置年月日：平成元年11月

許可年月日：平成20年12月19日、19廃第22-4号

処理能力：32.5t/時（汚泥）、187.2t/日（廃プラスチック類）
18.7t/時（紙くず）、27.7t/時（木くず）

④設置年月日：平成16年1月8日

許可年月日：平成20年12月19日、19廃第22-5号

処理能力：24.4t/時（汚泥）、273.6t/日（廃プラスチック類）
27.4t/時（紙くず）、20.7t/時（木くず）

（裏面へ続く）

(裏面)

(2)離解施設

6基

ア設置場所：四国中央市村松町字柳田縄930番6

①設置年月日：昭和48年5月31日、処理能力：500t／日

②設置年月日：昭和48年9月30日、処理能力：500t／日

③設置年月日：平成27年2月1日、処理能力：500t／日

④設置年月日：平成19年1月31日、処理能力：100t／日

イ設置場所：四国中央市村松町字柳田縄930番11

①設置年月日：令和2年3月12日、処理能力：1000t／日

②設置年月日：令和2年3月12日、処理能力：400t／日

(3)破碎施設（令第7条第7号、8号の2）

8基

①設置場所：四国中央市三島紙屋町字大塚297番、298番

設置年月日：平成14年11月30日

許可年月日：平成25年2月18日、24東環第348-1号

処理能力：74t／日（廃プラスチック類）、82t／日（木くず）、
74t／日（廃プラスチック類・紙くず・金属くずの混合物）

②設置場所：四国中央市村松町字柳田縄930番6

設置年月日：平成27年9月14日

許可年月日：平成27年9月14日、27東環第37-1号

平成30年3月28日、29東環第54-2号

処理能力：96t／日（廃プラスチック類）、93.1t／日（木くず）
96t／日（廃プラスチック類・紙くず・金属くずの混合物）

③設置場所：四国中央市村松町字柳田縄930番6

設置年月日：令和元年5月15日

許可年月日：令和元年11月14日、元東環第33-3号

処理能力：96t／日（廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くずの混合物）

④設置場所：四国中央市三島紙屋町字沖田井255番 外6筆

設置年月日：令和2年2月3日

許可年月日：令和元年11月14日、元東環第33-5号

処理能力：168t／日（廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くずの混合物）

⑤設置場所：四国中央市村松町字柳田縄930番6

設置年月日：平成19年11月1日

許可年月日：令和2年1月14日、元東環第33-7号

処理能力：96t／日（廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くずの混合物）

⑥設置場所：四国中央市村松町字柳田縄930番6

設置年月日：平成19年12月1日

許可年月日：令和2年1月14日、元東環第33-9号

処理能力：100t／日（廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くずの混合物）

⑦設置場所：四国中央市三島紙屋町字沖田井255番 外6筆

設置年月日：令和2年4月3日

許可年月日：令和元年11月14日、元東環第33-4号

処理能力：96t／日（木くず）、

96t／日（廃プラスチック類・紙くず・金属くずの混合物）

⑧設置場所：四国中央市村松町字柳田縄930番11

設置年月日：令和2年7月31日

許可年月日：令和3年11月25日、3東環第67-5号

処理能力：153t／日（廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くずの混合物）

（2枚目へ続く）



(2枚目)

- (4) 破碎・選別施設 (令第7条第7号、8号の2) 1基
設置場所：四国中央市村松町字柳田縄930番6
設置年月日：令和元年4月8日
許可年月日：令和元年11月14日、元東環第33-6号
処理能力：48t/日 (廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くずの混合物)
- (5) 中和施設 (令第7条第6号) 1式
①設置場所：四国中央市三島紙屋町字沖田井283番1
四国中央市村松町字蛭子縄863番1 外37筆
設置年月日：昭和48年8月28日
許可年月日：令和2年1月14日、元東環第33-8号
処理能力：1, 141m³/日 (廃酸)、46m³/日 (廃アルカリ)
- (6) 溶解・沈降分離・凝集沈殿・脱水施設 (令第7条第1号) 1式
設置場所：四国中央市村松町字蛭子縄863番1 外36筆
四国中央市三島紙屋町字大塚339番 外3筆
設置年月日：令和4年2月1日
許可年月日：令和2年1月14日、元東環第33-10号
処理能力：8, 800m³/日
- (7) 保管場所 22箇所
①設置場所：四国中央市三島紙屋町字大塚336番 外2筆
保管面積：502m² (汚泥、廃プラスチック類、紙くず)
保管上限：979m³ (汚泥、廃プラスチック類、紙くず)
最大積み上げ高さ：2.6m (汚泥、廃プラスチック類、紙くず)
②設置場所：四国中央市三島紙屋町字沖田井292番2
保管面積：2,236m² (木くず)
保管上限：2,840m³ (木くず)
最大積み上げ高さ：5m (木くず)
③設置場所：四国中央市村松町字柳田縄930番6
保管面積：①3,848m² (紙くず)、②293m² (廃プラスチック類、紙くず、金属くず)
③118m² (木くず)
保管上限：①4,508m³ (紙くず)、②478m³ (廃プラスチック類、紙くず、金属くず)
③172m³ (木くず)
最大積み上げ高さ：①10.5m (紙くず)、②3.7m (廃プラスチック類、紙くず、金属くず)
③2m (木くず)
④設置場所：四国中央市三島紙屋町字沖田井255番 外6筆
保管面積：①576m² (廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず)
②176m² (廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず)
保管上限：①1,148m³ (廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず)
②197m³ (廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず)
最大積み上げ高さ：①2.5m (廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず)
②2.5m (廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず)
⑤設置場所：四国中央市村松町字柳田縄930番6
保管面積：360m² (廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず)
保管上限：468m³ (廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず)

(裏面へ続く)

(裏面)

⑥設置場所：四国中央市三島紙屋町字沖田井283番1

四国中央市村松町字蛭子縄863番1 外37筆

保管面積：①7m²（廃酸）、②38.5m²（廃酸）、③38.5m²（廃酸）、
④1m²（廃酸）、⑤7m²（廃アルカリ）、⑥1m²（廃アルカリ）、
⑦5.8m²（廃酸）

保管上限：①40m³（廃酸）、②200m³（廃酸）、③350m³（廃酸）、
④1m³（廃酸）、⑤40m³（廃アルカリ）、⑥1m³（廃アルカリ）、
⑦20m³（廃酸）

⑦設置場所：四国中央市村松町字柳田縄930番11

保管面積：4,004m²（紙くず）

保管上限：20,021m³（紙くず）

⑧設置場所：四国中央市三島紙屋町字沖田井255番 外6筆

保管面積：①108m²（木くず）、②108m²（木くず）

③120m²（廃プラスチック類、紙くず、金属くず）

④176m²（廃プラスチック類、紙くず、金属くず）

⑤360m²（廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず）

保管上限：①116m³（木くず）、②116m³（木くず）

③129m³（廃プラスチック類、紙くず、金属くず）

④197m³（廃プラスチック類、紙くず、金属くず）

⑤592m³（廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず）

最大積み上げ高さ：①2.5m（木くず）、②2.5m（木くず）

③2.5m（廃プラスチック類、紙くず、金属くず）

④2.5m（廃プラスチック類、紙くず、金属くず）

⑤2.5m（廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず）

⑨設置場所：四国中央市村松町字柳田縄930番6

保管面積：16.5m²（汚泥）

保管上限：4.4m³（汚泥）

最大積み上げ高さ：0.8m（汚泥）

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成16年 3月 9日
○代表者変更（旧：二神 勝利）	平成19年 6月 28日
○変更許可（紙くず、以上1種類の離解処分の追加）	平成20年 4月 21日
○変更許可 (廃プラスチック類、紙くず 以上2種類の焼却処分の追加、焼却施設の追加)	平成21年 2月 25日
○更新許可	平成21年 3月 9日
○変更届出（保管場所（四国中央市村松町）の変更）	平成22年 10月 29日
○代表者変更（旧：井川 意高）	平成23年 6月 29日
○変更許可（廃プラスチック類、木くず 以上2種類の破碎処分の追加）	平成22年 10月 29日
○変更届出（保管場所（四国中央市村松町）の変更）	平成26年 2月 18日
○更新許可	平成26年 3月 14日
○変更届出（保管場所（四国中央市村松町）の変更）	平成26年 7月 24日

(3枚目)

○変更届出(離解施設の1基廃止及び1基追加)	平成27年2月3日
○変更許可 (紙くず、金属くず以上2種類の破碎処分の追加、破碎施設の1基追加及び保管場所の追加)	平成27年11月26日
○変更届出 (破碎施設(四国中央市村松町)の処理する廃棄物の種類(木くず以上1種類)の追加及び木くずの保管場所(四国中央市村松町)の追加)	平成30年4月27日
○変更届出(保管場所(四国中央市三島紙屋町、村松町)の変更)	平成31年1月8日
○更新許可	平成31年3月9日
○変更届出(保管場所(四国中央市村松町)の変更)	令和元年6月7日
○変更届出(破碎施設の1基追加)	令和2年1月10日
○変更届出(破碎施設の3基追加及び保管施設の追加)	令和2年2月18日
○変更届出(離解施設の2基追加及び保管施設の追加)	令和2年3月12日
○変更許可 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず以上4種類の破碎・選別処分の追加、廃酸・廃アルカリ以上2種類の中和処分の追加及び保管場所の追加)	令和2年3月27日
○変更届出(破碎施設の1基廃止及び1基追加及び保管施設の追加)	令和2年4月17日
○変更届出(廃酸の中和処理能力及び保管場所(四国中央市三島紙屋町)の変更)	令和2年6月25日
○変更届出(保管場所の一部廃止)	令和3年3月12日
○代表者変更(旧:佐光正義)	令和3年4月1日
○変更許可	令和3年10月20日
○変更届出(廃プラスチック類、木くず、金属くず以上3種類の解離処分の追加、汚泥以上1種類の溶解・沈降分離・凝集沈殿・脱水処分の追加)	令和4年1月7日
○変更届出(脱水施設の廃止及び追加)	令和4年2月8日
○変更届出(廃アルカリの中和処理能力の変更及び保管施設の追加)	令和4年5月13日
○変更届出(廃酸の中和処理能力の変更及び保管施設の追加)	令和5年8月8日
○変更届出(保管場所(四国中央市三島紙屋町)の変更)	令和6年1月23日
○更新許可	令和6年3月22日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無



産業廃棄物処分業許可証

住 所 三重県三重郡川越町大字高松 928 番地

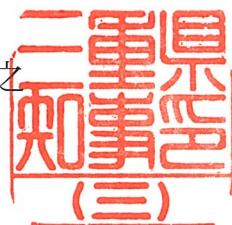
氏 名 株式会社トクヤマ・チヨダジープサム

代表取締役 井上 智弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事

一 見 勝 之



許可の年月日 令和 5 年 1 月 11 日

許可の有効年月日 令和 10 年 1 月 7 日

1. 事業の範囲

【中間処理】

破碎：紙くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。廃石膏ボードに限る。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上 2 種類

焼成：ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。廃石膏ボードに限る。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上 1 種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
破碎施設	三重郡川越町 大字高松字八幡 928 番	H24. 12. 27	ガラスくず等、紙くず： 235. 2t/日 (24H)	-	-
焼成施設	三重郡川越町 大字高松字八幡 928 番	H24. 12. 27	ガラスくず等：120t/日 (24H)	-	-

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 25 年 1 月 8 日 新規許可

平成 30 年 2 月 27 日 更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有